○津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例施行規則

平成２７年２月２０日
津山圏域資源循環施設組合規則第６号

（目的）

第１条　この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例（平成２７年津山圏域資源循環施設組合条例第４号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第２条　条例の施行に関する事項については、津山市職員特殊勤務手当支給条例施行規則（平成１４年津山市規則第５号）を準用する。

付　　則

この規則は、公布の日から施行する。